

悪質商法？ 電話でお金詐欺？
ご相談ください

高齢者被害特別相談

高齢者トラブル188番

令和8年

9/17(木)

9/18(金)



長野県消費者被害防止啓発キャラクター

もシカっち

受付時間

8:30～17:00

※事前予約不要

188番は消費者ホットライン^(*)の電話番号です(局番なし)
*地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します

長野県消費生活センターでは、悪質商法等被害の未然防止、早期発見を目的に、悪質商法等でお悩みの方またはそのご家族を対象とした高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」を実施します。

長野県消費生活センター

☎ 0263-40-3660

松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階

LINE相談窓口「消費生活相談@長野県 (@shohi-nagano)」

※県消費生活センターでは、特別相談日だけでなく、電話・来所による相談を受け付けています。
来所の場合、相談者が重複した場合にお待ちいただくことがありますので、事前にご連絡をいただけますとスムーズにご案内が可能です。

県合同庁舎からのオンライン相談・上田、長野、飯田での出張相談も承ります。【事前予約制】特別相談日に限らず対応しますので、まずは予約やご事情についてご相談ください。

～ 高齢者被害等の相談事例 ～

- スマホの広告を見て膝の関節痛に効くサプリのお試し注文をしたつもりが7回縛りの高額な定期購入とわかった。初回でやめたい。
- 住宅設備の無料点検を勧める電話があり来てもらったところ、「これは今すぐに交換しないと大変なことになる」と不安をあおられ、その場で交換の契約をしてしまった。解約したい。
- 洋服を買い取る業者に古着を買い取ってもらおうと呼んだ業者の男性から突然「貴金属はないか」と脅し口調で言われ、つい18金のネックレスを渡してしまった。取り戻したい。
- チラシを見て高齢者の生活支援をしている事業者と生活支援・葬送支援の「高齢者サポートサービス」の契約をした。勧誘時には「190万円以外はおからない」と言われていたが、いざサービスを受けるとその都度代金が請求される。解約し全額返金を求める。
- 大手通信会社グループの事業者を名乗り、「電話料金が未納になっている。」と自動音声の電話があり、その後つながったオペレーターに「確認のため」と個人情報聞き出され、料金の支払を要求された。

